

海外から持ち込まれる無線LAN端末について

平成30年12月7日
総務省 総合通信基盤局
基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

制度の概要

- 電波の利用における混信等を防止するため、無線設備は電波法※¹に定める技術基準に適合する必要がある。
特に無線LANについては、技適マークが表示されているもの（適合表示無線設備）のみ免許不要で 사용할 ことができる。
- 訪日観光客等が持ち込む無線設備の利用の円滑化を図るため、平成27年5月に電波法が改正され、国内に持ち込む無線設備が電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件※²を満たす場合、入国の日から90日以内に限り使用可能とされた。
- 対象となる無線設備として、Wi-Fi端末やBluetooth端末が総務省令※³に規定されている。

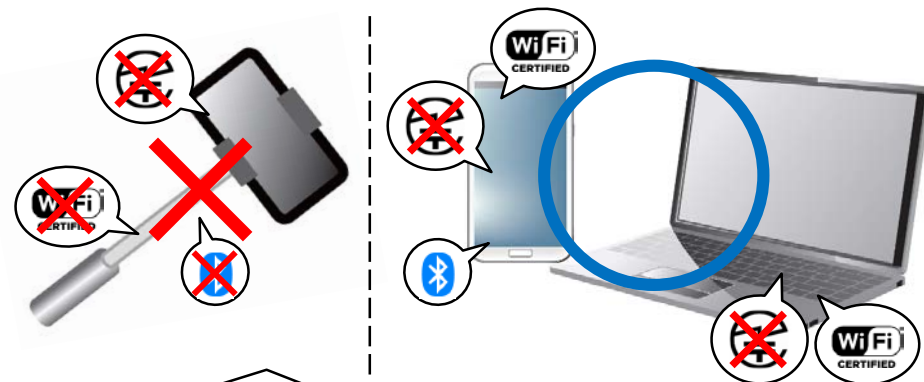
適合表示無線設備



技適マークが表示されているものは免許不要で使用可能

- 電波法の技術基準への適合性が確認※⁴され、その旨表示したもの。
- 外国との相互承認協定(MRA)に基づき、外国の適合性評価機関により電波法の技術基準への適合性が確認され、その旨表示したもの。

海外から持ち込まれた端末（非技適品の場合）



- 技適マークが表示されていないものは免許不要で使用不可
- 例外として、Wi-Fi端末やBluetooth端末は90日以内に限り使用可能

○電波法（昭和25年法律第131号）第4条第2項

本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前項第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途及び周波数を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であっても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

※1 電波法第3章「無線設備」（第28条—第38条の2） ※2 平成27年総務省告示第437号 ※3 電波法施行規則第6条の2の3

※4 技術基準適合証明（第38条の7）、工事設計認証（第38条の26）、技術基準適合自己確認（第38条の35）に基づき確認する。

90日以内に限って国内で使用可能な無線LANシステム

持込みの可否

機種	可否	備考
・端末（子局） 具体例： スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン、デジタルカメラ、モバイルゲーム機、音楽プレーヤー、SDカード、小型プリンタ、小型プロジェクタ、ポータブルHDD、GPSロガー、スマートウォッチ、ヘルスロガー、携帯スピーカー	可能	電波法の技術基準に相当する技術基準として、以下のいずれかに適合したものは、国内で使用可能 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; font-size: small;">Wi-Fi関係</div> <ol style="list-style-type: none"> ITU-R 勧告M.1450-5に定める技術基準及びIEEEが定める標準規格のうち、IEEE802.11a/b/g/n/ac IEEE802.15.1 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; font-size: small;">Bluetooth関係</div>
・アクセスポイント（親局） 具体例： Wi-Fiルーター、モバイルWi-Fiルーター	不可	（持ち込み不可の理由） ・技術基準では5.3GHz帯及び5.6GHz帯は子局が親局に制御されることが必須 ・技術基準では5.3GHz帯及び5.6GHz帯の親局にはDFSが必須であるが、持込み端末のうち無線LAN親局の中にはDFS機能をon-offできる機器も存在するため気象レーダへの干渉が懸念される。

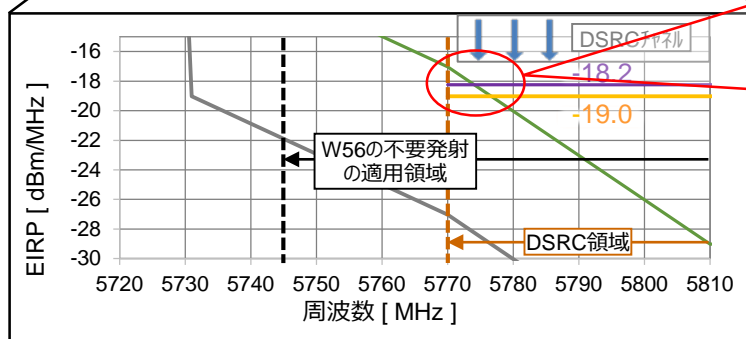
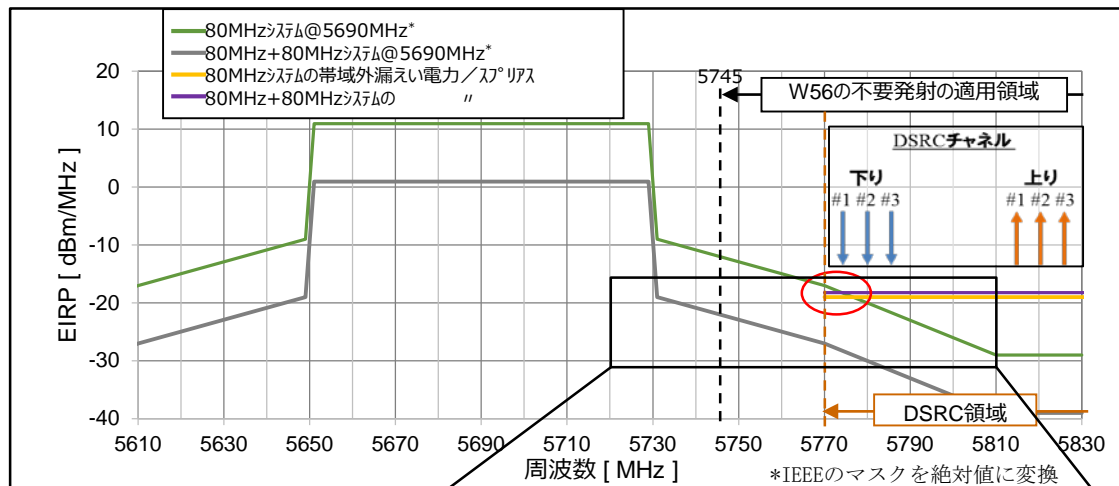
周波数帯別の使用区分

周波数帯	使用場所	DFS	親局としての使用		その他		Bluetooth
			電気通信回線設備に接続		インフラモード（子局）	アドホック	
			インフラモード（ルーター）	テザリング			
2.4GHz帯	屋内、屋外	不要	×	○	○	○	○
5.2GHz帯	屋内※5	不要	×	×	○	×	-
5.3GHz帯	屋内	必要	×	×	○	×	-
5.6GHz帯	屋内、屋外	必要	×	×	○	×	-

※5 5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信をする場合は、屋外利用が可能

- 従来の無線LAN端末 (IEEE802.11ac) が144ch (5,710~5,730MHz) を使用する場合、一部の帯域における不要発射の許容値が国内基準を上回る場合がある。
- このため、海外から持ち込まれる端末に技適マークが表示されていない場合、国内において基準値を上回る不要発射を出力する可能性がある。

144ch利用時のチャンネルマスク※6



- 技適マークが表示された端末に対しては、無線設備規則に定められた基準が適用される
→ DSRC領域への干渉量は、現行基準以下となる
- 海外から持ち込まれる端末が非技適品の場合でも、IEEEのマスクに適合していれば、国内で使用可能
→ 80MHzシステムを使用した場合、DSRC領域への干渉量は、現行基準を上回る可能性がある

※6 144chを使用する20/40MHzシステムは見直し後もIEEEのマスクで現行規則より厳しい基準が設定され、また160MHzシステムは144chの使用を行わないため、扱っていない。